

# 1 事業所につき3年間で最大720万円の住宅手当・住宅借り上げ費を助成します。

福島県内に事業所をもつ事業主の皆様へ…

## 平成29年度「ふくしま産業復興雇用支援助成金（住宅支援費）」のご案内

### 事業概要

被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図り、産業施策と一体となって雇用面から支援することにより、被災求職者の生活の安定を図り県内の復興を支えるため、新規に雇用した労働者の住宅手当や借り上げ住宅の費用等を助成します。

### 募集期間

平成29年7月20日（木）から平成30年1月12日（金）まで 郵送の場合は締切日必着  
各地方振興局の地域づくり・商工労政課で申請を受け付けます。

### 助成要件

#### 1 対象事業所

- (1) 平成23年3月11日以降、県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所（県指定の産業政策は別紙「平成29年度 産業政策 対象事業一覧表」のとおり）
- (2) 下記2の対象労働者が居住するため新たに住宅の賃借契約を締結、又は住宅を追加して賃借契約を締結すること
- (3) 就業規則等を改正し、住宅手当を新規に導入、又は既存の住宅手当を拡充すること

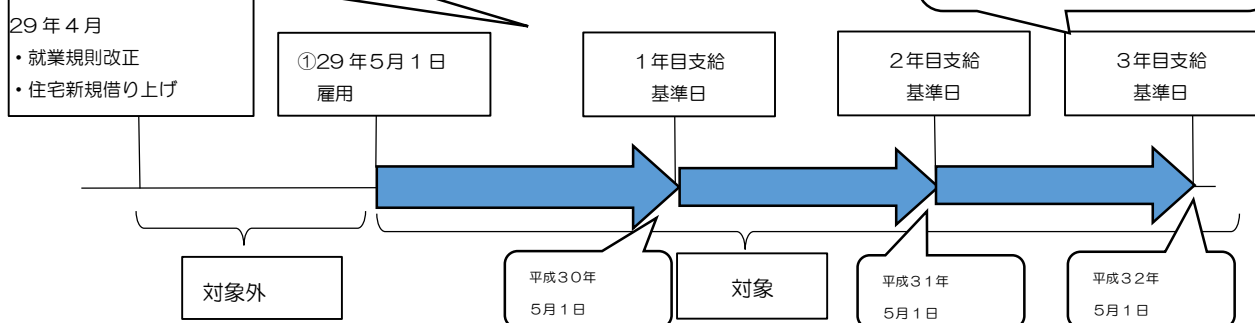
#### 2 対象労働者

- (1) 平成29年度中に雇い入れられた求職者（被災求職者以外の者を含む）で、雇い入れ日及び基準日において、事業者の借り上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること※1、2

助成対象労働者が、各基準日で①時点の人数より人数が下回った場合は全額支給対象となりません。注

注 事業主都合以外の退職であれば、総数の1/2以下までの範囲で補充可

雇用保険等の被保険者数が、各基準日で①時点の人数を下回った場合は全て支給対象となりません。



- (2) 雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なもの）の労働者
- (3) 雇用保険の一般被保険者として雇い入れた労働者（短時間労働者の場合は労働時間が週20時間以上に限る）
- (4) 平成29年度中に住宅手当の導入・拡充や新規・追加の賃借契約を結んでいること。※3

- ※1 住宅手当を拡充した場合は、受給要件労働者以外の労働者についても、拡充前の住宅手当との差額が対象となります。
- ※2 以前から借り上げていた住宅から追加借上げを行った際は、追加以前の契約額との差額が対象となります。
- ※3 平成29年4月中に雇い入れる労働者について、平成29年3月中に導入した住宅手当や貸借契約の締結等も対象となります。

## 助成金額

助成金の支給金額は、以下の①～④の中から一つを申請時に選択します。助成対象期間中に支出した、選択した助成対象経費の3/4が助成金額となります。ただし、助成金額の上限は1年間につき240万円です。(最大3年間継続助成可能)

- ① 住宅の新規借上げに際して締結した貸借契約に基づき支払う賃借料
- ② 住宅の追加借上げに際して締結した貸借契約に基づき支払う賃借料と、変更前の賃借料との差額
- ③ 就業規則等に基づき、新たに導入した住宅手当の支給額 注1
- ④ 就業規則等を改正し拡充した住宅手当の支給額と、変更前の就業規則に基づき支給した住宅手当の差額 注2

注1 既に住宅手当の支給を受けている既存従業員の住居手当も、対象経費となります。

注2 既に住宅手当の支給を受けている既存従業員の住居手当も、拡充前の住居手当との差額について対象経費となります。

※1 支給審査をする基準日は県で設定し、住宅支援助成金申請者に対し別途通知します。

過去、雇入費助成金を受給している事業所でも、要件を満たせば申請可能です。  
(住宅支援費と雇入費は同時受給可能)

受給要件労働者1名から申請可能です。



福島県キャラクター  
キビタン

## お問い合わせ

福島県商工労働部雇用労政課 助成金班

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階)

電話: 024-521-7489

FAX: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-josekin01.html>